

第1章 総則

第1節 総則

第10101条 適用

1. 本章は、島根県の発注する農業農村整備事業の設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合に行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 測量作業及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第10102条 用語の定義

用語の定義は第1編共通編第1章総則第1102条によるものとする。

第10103条 業務の着手

業務の着手は第1編共通編第1章総則第1103条によるものとする。

第10104条 設計図書の支給及び点検

設計図書の支給及び点検は第1編共通編第1章総則第1104条によるものとする。

第10105条 監督職員

監督職員は第1編共通編第1章総則第1105条によるものとする。

第10106条 管理技術者

管理技術者は第1編共通編第1章総則第1106条によるものとする。

第10107条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者及び照査の実施は第1編共通編第1章総則第1107条によるものとする。

第10108条 担当技術者

担当技術者は第1編共通編第1章総則第1108条によるものとする。

第10109条 提出書類

提出書類は第1編共通編第1章総則第1109条によるものとする。

第10110条 打合せ等

打合せ等は第1編共通編第1章総則第1110条によるものとする。

第10111条 業務計画書

業務計画書は第1編共通編第1章総則第1111条によるものとする。

第10112条 資料等の貸与及び返却

資料等の貸与及び返却は第1編共通編第1章総則第1112条によるものとする。

第10113条 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等は第1編共通編第1章総則第1113条によるものとする。

第10114条 地元関係者との交渉等

地元関係者との交渉等は第1編共通編第1章総則第1114条によるものとする。

第10115条 土地への立入り等

土地への立入り等は第1編共通編第1章総則第1115条によるものとする。

第10116条 成果品の提出

成果品の提出は第1編共通編第1章総則第1116条によるものとする。

なお、成果品の提出部数は3部を標準とするが、提出前に監督職員と協議すること。

第10117条 関連法令及び条例の遵守

関連法令及び条例の遵守は第1編共通編第1章総則第1117条によるものとする。

第10118条 検査

検査は第1編共通編第1章総則第1118条によるものとする。

第10119条 修補

修補は第1編共通編第1章総則第1119条によるものとする。

第10120条 条件変更等

条件変更等は第1編共通編第1章総則第1120条によるものとする。

第10121条 契約変更

契約変更は第1編共通編第1章総則第1121条によるものとする。

第10122条 履行期間の変更

履行期間の変更は第1編共通編第1章総則第1122条によるものとする。

第10123条 一時中止

一時中止は第1編共通編第1章総則第1123条によるものとする。

第10124条 発注者の賠償責任

発注者の賠償責任は第1編共通編第1章総則第1124条によるものとする。

第10125条 受注者の賠償責任

受注者の賠償責任は第1編共通編第1章総則第1125条によるものとする。

第10126条 部分使用

部分使用は第1編共通編第1章総則第1126条によるものとする。

第10127条 再委託

再委託は第1編共通編第1章総則第1127条によるものとする。

第10128条 成果品の使用等

成果品の使用等は第1編共通編第1章総則第1128条によるものとする。

第10129条 守秘義務

守秘義務は第1編共通編第1章総則第1129条によるものとする。

第10130条 安全等の確保

安全等の確保は第1編共通編第1章総則第1130条によるものとする。

第10131条 臨機の措置

臨機の措置は第1編共通編第1章総則第1131条によるものとする。

第10132条 履行報告

履行報告は第1編共通編第1章総則第1132条によるものとする。

第2節 設計業務等一般

第10133条 使用する技術基準等

使用する技術基準等は第1編共通編第2章設計業務等一般第1201条によるものとする。

第10134条 現地踏査

現地踏査は第1編共通編第2章設計業務等一般第1202条によるものとする。

第10135条 設計業務等の種類

設計業務等の種類は第1編共通編第2章設計業務等一般第1203条によるものとする。

第10136条 調査業務の内容

調査業務の内容は第1編共通編第2章設計業務等一般第1204条によるものとする。

第10137条 計画業務の内容

計画業務の内容は第1編共通編第2章設計業務等一般第1205条によるものとする。

第10138条 設計業務の内容

設計業務の内容は第1編共通編第2章設計業務等一般第1206条によるものとする。

なお、本編においては概略設計を構想設計、予備設計を基本設計、詳細設計を実施設計と読み替えるものとする。

第10139条 調査業務の条件

調査業務の条件は第1編共通編第2章設計業務等一般第1207条によるものとする。

第10140条 計画業務の条件

計画業務の条件は第1編共通編第2章設計業務等一般第1208条によるものとする。

第10141条 設計業務の条件

設計業務の条件は第1編共通編第2章設計業務等一般第1209条によるほか、以下によるものとする。

1. 標準図集等に収録されている標準設計図を採用する場合には、現場条件が標準設計図に合致しているか十分チェックするとともに、設計図等に採用した標準設計図の呼び名等を明示しなければならない。
2. 計画地点付近の地形、地盤強度、断層等の地質条件を調査ボーリングによる数値等に基づき設計をする必要のある場合は、特記仕様書に基づくものとする。

第10142条 調査業務及び計画業務の成果

調査業務及び計画業務の成果は第1編共通編第2章設計業務等一般第1210条によるものとする。

第10143条 設計業務の成果

設計業務の成果は第1編共通編第2章設計業務等一般第1211条によるほか、以下によるものとする。

1. 構造物等の安定計算

安定計算は、原則として、自重及び土圧等荷重の把握が可能な構造物の設計に当たって行うものとするほか、監督職員の指示がある場合は構造物安定性の検討結果を報告するものとする。ただし、監督職員に了解を得た場合はこの限りではない。

2. 原図

特記仕様書又は各章に示す成果品一覧表に示すところにより作成するものとする。